

産山村立産山学園後期課程における制服検討委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産山村立産山学園後期課程における制服検討委員会の設置、所掌事項、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 社会の価値観の多様化及びSDGsに向けた教育活動、性的マイノリティへの配慮等の観点から幅広く意見を求め、これからの時代に応じた制服のあり方を検討するため、産山村立産山学園後期課程における制服検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、産山村立産山学園後期課程における制服のあり方の検討に関する事項を行うものとする。

(組織)

第4条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、10人以内とする。

2 委員は次に掲げる者のうちから産山村教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 産山学園児童生徒代表
- (2) 産山村立産山学園PTA代表
- (3) 産山学園学校運営協議会代表
- (4) 産山村教育委員会教育委員代表
- (5) 産山村立産山学園教員代表
- (6) 産山村立産山学園教頭
- (7) 産山村立産山学園校長
- (8) その他産山村教育委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から、当該委嘱又は任命した日が属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたときは職務を代理して行う。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(費用弁償)

第8条 委員には産山村特別職の非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年産山村条例第10号)第3条の規定に基づき、費用弁償を支払うものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、産山村教育委員会において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他委員会に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和5年3月8日から施行する。